

食品ラベル表示と消費者の権利

鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授 中村 幹雄

食品問題には、産地偽装、期限表示偽装、メラミンやジエチレングリコール等の非食品の混入、遺伝子組換えやクローン技術を使った新開発食品や食品添加物に関する情報の非対称、安全性の確認が完了しない既存添加物（天然添加物）、次々と承認される国際汎用添加物など様々な問題があるが、消費者に最も身近な加工食品のラベル表示に焦点を当て、消費者の権利が保障されているかどうか検討してみたい。

加工食品のラベル表示は、品名（名称、種類別）、原材料名、特定原材料、内容量、賞味期限（消費期限）、販売者（製造者、輸入者）、栄養成分、原料原産地などから構成されている。食品衛生法、健康増進法、薬事法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）、計量法などの規制を受ける。

期限表示には、消費期限と賞味期限があり、食品衛生法の「衛生上の危害防止」の観点とJAS法の「消費者の選択に資する」観点が統合された結果、規制が分かり辛くなった。消費者の選択に資する観点で設定される期限は、衛生上の危害防止の観点で設定される期限と同一か、あるいは短くなるので、社会問題となっている加工食品の多量の廃棄の元凶でもある。消費者の選択に資するとの観点は、あたかも消費者の要求に答えているようにも見えるが、廃棄物の増加によるコストアップを消費者が負担することを考えれば、消費者の利益になると思えない。JAS法による規制の廃止が消費者の利益に合うだろう。

食品添加物は、原材料名の中に含まれて表示され、「全面表示」と云われているが、簡略名、類別名、一括名、表示免除（加工助剤、キャリアオーバー、栄養強化の目的）の制度により、実際に

表示される食品添加物は全食品添加物の4分の1から5分の1程度だと思う。また、例えば、主な用途が保存料であるナイシンについて、「製造用剤」としての使用を厚生労働省は容認したようであり、表示されない可能性がある。このように、食品添加物が表示されるかどうかは行政の裁量に委ねられている。

従って、加工食品に使用された食品添加物については、消費者の知る権利は保障されていない。喫食の際に、「食品添加物を食べない」権利を行使することもできない。

食品添加物の数は、1960年代に約350品目となり、「食品添加物の安全性について、その時点における最高の科学的水準により常時点検を強化するとともに、食品添加物の使用は極力制限する方向で措置する」ことを求めた1972年の食品衛生法改正案に対する衆・参両院での附帯決議もあって、その水準に維持されてきた。しかし、いわゆる「国際汎用添加物」（第一次46品目）や新規開発食品添加物が順次指定され、2009年6月現在、393品目に増加した。第二次国際汎用添加物の指定の準備も始まっており、数年先には450品目程度まで増加するだろう。指定に当たっては、十分な情報開示を求めたい。

1995年の食品衛生法改正に際し、衆議院・厚生労働委員会では「食品添加物の指定及び規格基準並びに残留農薬基準については、国際基準も考慮しつつ、科学的根拠による安全性評価に基づき指定及び策定を行うとともに最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと、特に、既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止等必要な措置を講ずること」との付帯決議がなされた。14年経過したにもかかわらず安全性確認及

び公定規格の設定が完了していない。

1995年の食品衛生法改正で、天然添加物が「既存添加物」と「一般に飲食として供されているものであって添加物として使用される品目」（一般飲食物添加物）に二分された。一般飲食物添加物については、一部を除いて安全性の確認がなされておらず、厚生労働省からの情報開示も殆どない。

薬事法の「食薬区分」の変更に伴って、専ら医薬品から非医薬品に区分変更された品目を食品衛生法で「一般飲食物添加物」とされた多数の品目（γ-アミノ酪酸、オルニチン、L-カルニチン、コエンザイムQ10、コンドロイチン硫酸、チオクト酸、ドコサヘキサエン酸など）がある。これらを食品添加物に指定し、食品添加物公定書に規格基準を記載すべきであったと思う。こうした措置は裁量行政の最たるもので、消費者には実態が見えない。

遺伝子組換え技術を使用しているが、基準に基づく評価不要とされた（遺伝子組換え食品添加物に該当しない）食品添加物がある。遺伝子組換えに伴う代謝経路が十分に解明され、光学異性体（アミノ酸であればd-体）や前駆体などの情報が十分に公開され、必要な規格基準の設定がなされるべきだと思う。

情報が十分公開されていないことが、食品添加物問題の最も初歩的で本質的な問題である。行政や企業に徹底的な情報開示を求めたい。

輸入加工食品に使用された食品添加物の規制については、「ダブルスタンダード」になっている。即ち、生産国で添加された食品添加物が日本の規格に合致しているかどうかチェックされていない。例えば、我が国の紅麴色素は、食品添加物公定書で不純物であるシトリニン（黄変米原因物質）の含有量を規制しているが、中国では規制していない。中国から輸入する加工食品に使用された紅麴色素の品質を輸入検疫でチェックしたと聞いたことがない。一方、米国に輸出する菓子に使用した食用タール色素については、米国食品医薬品局（FDA）のバッチ承認を得たものしか使用できない。そのため、我が国の食用色素のメーカーは、FDAに検体を送りバッチ承認番号を得て

から販売している。米国のタール色素規制のような制度までは望まないが、輸入加工食品に使用された食品添加物がわが国の規格に適合したかどうかのチェックがなされるべきだと思う。手抜きで安い輸入加工食品もキチンとやれば、当然コストは上昇するだろう。

栄養成分表示は、表示方法よりも測定法に問題がある。メラミン問題は、蛋白質の含量を窒素で測定し、換算係数6.25（食品によって異なる）を乗じて求める測定法の盲点をついた偽装である。窒素含量の多い（質量で約67%）化合物であるメラミンも窒素分としてカウントされ、同じ係数が掛けられ蛋白質含量となる。120年以上前にヨハン・ケルダールによって考案されたケルダール法で「十年一日」で試験されている。

炭水化物は、全量から水分、脂質、蛋白質、灰分を差し引いて求める（引き算）で、実際に測定していない。消化されない繊維も、ほぼ全量が消化吸収されるブドウ糖もひっくるめて4キロカロリーとしている。真の炭水化物は、表示量よりも少ないので、摂取エネルギーは表示値よりも少ない。蛋白質と炭水化物については、直接測定する方法に変更すべきだと思う。

特定原材料表示は、全国の病院からの症例報告を元に、省令による表示義務の5品目と通知による表示推奨品目が決められた。米はボーダーラインのところにあった。その後の調査を踏まえて、省令による表示義務品目は、えび・かにを加えた7品目、表示推奨品目は、バナナを加えた18品目となった。

国際汎用添加物（第一次46品目）として指定される可能性が高いカルミン（既存添加物コチニール色素のレーキ色素）については、コチニール色素で即時型のアレルギーの症例があること、発色のために製造過程で完全な除蛋白ができないことから、アレルギー問題を優先的に検討すべきだ。そのために、早めの追加試験がなされるべきだし、アレルギー問題に対処できないのであれば、例え国際調和の為であっても指定されるべきではない。

加工食品の原産地表示は、任意でなされるべき

性格のもので、JAS法で規制すべきものではない。このために農水省が支出する予算も含め消費者がそのコストを負担している。JAS法による制度は廃止すべきだ。戦後の物不足時代にできた官製の格付け機関は不要だ。農水省は圃場から市場までをしっかりと分担し、加工食品の規制まで手を出す必要はない。

表示された産地が偽装されておれば、景表法で処罰できる。消費者が必要と判断する食品があれば、消費者の意見も反映した公正競争規約を設け、違反すれば景表法で処罰したらどうだろうか。

従って、加工食品のラベル表示の規制は、食品衛生法、薬事法と景表法で十分だ。

食品安全基本法が成立する1年前の2002年5月23日に、自由民主党の食の安全確保に関する特命委員会(委員長:衆議院議員 野呂田芳成氏)は、「食の安全確保に関する提言」をまとめた。その中で、食品安全委員会の設置に関しては、「リスク評価を実際に行うに際しては、情報公開を第一として透明な議論により国民の信頼を確保するとともに、個々の危害(ハザード)ごとに専門家・科学者・消費者等で組織する個別の作業チームを食品安全委員会の下に設置し、評価を行い、その結果を食品安全委員会に報告の上、最終的に食品安全委員会で決定する」とした。消費者も個別の作業チーム(専門調査会に相当すると思う)に入ることが提言された。しかし、現在の添加物専門調査会や遺伝子組換え食品専門調査会に消費者の席はない。

食品安全行政の監視・モニタリングについても、「数十名程度の『食品安全行政監視員』を食品安全委員会に設置し、食品安全委員会がリスク管理を行う各省へ勧告する機能を補完するものとする」とあるが、「食品安全行政監視員」は設置されなかった。

自由民主党の食の安全確保に関する特命委員会の提言と出来上がった食品安全委員会は似て非なるものだと思う。どこで、変ったのであろうか。

厚生労働省を含めた食品安全行政と消費者の関係をみたとき、消費者が容易にアクセスできない通知行政や不公平行政を生み、消費者の利益にな

らない裁量行政が行われている。特に、食品添加物や遺伝子組換え食品に関する規制では顕著だ。

JASの拡大、食品安全委員会の設置、さらに消費者庁の設置と農水省系の官僚はポスト作りに熱心ようだ。BSE問題を反省して食品安全委員会が設置されたように、食品問題が官僚ポストの拡大に利用されることがあるので、消費者庁の設置も単純には歓迎できない。

また、科学は自然科学と社会科学で成り立っていることが忘れられ、食品安全委員会の専門調査会は、狭い科学者で構成され、消費者が参加できていない。当然のことながら、消費者の反論権も保障されていない。

食品問題は、税金の無駄使いを廃し、消費者の利益に適う観点で取り組んでほしい。